

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和2年12月21日（月）議場

出席委員（8名）

（分科会長）国 頭 靖 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【福祉保健部】景山部長

【こども未来局】湯澤局長

[子育て支援課] 池口課長 井上子育て支援担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東議事調査担当主任

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員 田村議員
戸田議員 中田議員 西川議員 前原議員 又野議員 三嶋議員 矢倉議員 渡辺議員
報道関係者0人 一般5人

審査事件

議案第122号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち当分科
会所管部分

~~~~~

### 午後1時4分 開会

○国頭分科会長 ただいまより予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

先ほどの本会議で予算決算委員会に付託され、当分科会の審査担当とされました議案1件について審査をいたします。

議案第122号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐。

○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐 議案第122号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち福祉保健部が所管する部分につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。まず、予算説明資料、歳出予算の事業の概要の1ページをお開きください。ひとり親世帯への臨時特別給付金事業についてですが、1億589万3,000円を増額しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に大きな困難が生じているひとり親世帯に臨時特別給付金を再支給し、緊急的に支援するもの

でございます。再支給分の対象者は、基本給付と同一で、令和2年6月分の児童扶養手当の受給者、遺族年金等を受給していることにより児童扶養手当が全部停止となっている方、及び、新型コロナウイルス感染症の影響により直近の収入が児童扶養手当支給の水準まで下がった方、でございます。再支給分の給付額でございますが、基本給付額と同額で、1世帯当たり5万円に第2子以降1人につき3万円を加算した額でございます。令和2年12月11日までに基本給付を受給された方につきましては、申請不要で年内の支給を予定しております。説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 基本給付を受けられている方の場合は、申請は不要で年内に届けられるということで、これは大変いいというふうに思います。賛成ですけれど、今度新たにといいますか、家計の急変などでそれを受ける資格のある人については、これは広報しなければ、その対象者の人には届かないんですが、広報のほうをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、広報としてはどんなふうにされるんでしょうか。

**○国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

**○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** これは最初の基本給付のときから継続しております、ホームページには載せてございます。また、広報よなご9月号についても掲載しております。継続事業でございますけども、この家計急変等の申請の方、この方につきましては、最初の部分から変わりはありません。ずうっと申請は現在も受付をさせていただいております。ただし、このたびの再支給分につきましては、12月11日以降に申請をいただいた方につきましては、基本給付と併せてこの再支給分も支給をすることとしております。また、関係機関の窓口、そちらのほうにも特に社会福祉協議会等の小口ですとか、そういったところの申請をされにいられた方についても、こちらのほうの該当があるような方については、アナウンスをお願いしておるところでございますし、また明日、民生委員さんの研修会がございまして、そちらのほうに出向きまして、こういった方、対象の方がおられたらアナウンスをしていただくようお願いをするようにしておるところでございます。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 広報よなごの9月号というふうに先ほど言われたと思います。元のところからずうっとそれが続いているということですが、このたび再び交付されるということで、新たにまた申請の対象となる人にも分かるようにもう一度広報に載せるとか。もう無理か。何か間に合うような、急いで広げるような取組というのはできないもんでしょうか。

**○国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

**○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** 2月の広報には掲載をする予定で今準備は進めております。この事業自体が2月末までの申請になってございまして、遅いとは思いますが、一番急いで載せられるというのが、今、2月になりますので、1月の末から2月の頭には、広報のほうを皆様のほうにお手元には届くのではないかと考えております。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 庁舎内の行事とか、あらゆることを考えますが、多分この年末、年越しとい

うのも大変だと思うので、なるべく早く届くようにちょっと工夫をしていただきたいと思います。

**○国頭分科会長** ほかにありませんか。

土光委員。

**○土光委員** この支給対象が、基本給付という言い方をされているのですが、これに関して以前、多分6月の補正とかのときに、こういった独り親世帯の臨時特別給付金事業があったと思います。そのときの対象者は、児童扶養手当の支給を受けている者、それから児童扶養手当の支給の対象かどうかというのは、基本的には前年度の収入で決まるので、例えば今年、前年度の収入があったけど今年はコロナの影響で大きく収入が下がった人、そういった人も対象だということで、そこには追加給付対象者、追加給付という言い方をされているのですが、今回は、追加給付とか追加給付対象者とかそういった文言はないのですけど、この辺は対象者が今一步この記述だけでは分かりにくいのですが、その辺を説明していただけますか。

**○国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

**○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** これは最初の基本給付が2年の6月の児童扶養手当の受給者、それから遺族年金等で全額停止になっておられる方で申請をいただいている方、それから新型コロナの関係で直近の収入が下がった関係で児童扶養手当の水準まで下がった方で申請をいただいている方で、既に1回目のこの基本給付という金額、12月11日時点で受給をされている方というのがこのたびの再支給の対象の方になります。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、6月のときに今は給付は受けていないけど、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した者というのが支給対象だったと6月は思います。その人は今回は支給対象にならないんですか。

**○国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

**○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** その方につきましては、既に受給をしておられる方はこのたびの再支給分は申請がなくても受け取っていただけます。また、今まで支給の手続をされていらない方で12月11日以降に申請をされた方につきましては、この基本給付と併せて再支給分というのが併せた格好で支給になります。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** ということは、今は受給が児童扶養手当を受けていないけど、その6月のときの文言によると新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した者、これは今年というんだと思います。その人は6月のときは、これは申請しないと駄目だけど対象になったと、支給の実績があると、そういう人たちは今回は無条件で支給の対象に入っているというふうに理解でいいですか。

**○国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

**○井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** はい、おっしゃるとおりです。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、6月のときは、そういった収入が大きく減少したということで申請はしなかったけど、それ以降の状況で新たに収入が大きく減少した人もこれは申請を

すれば対象になるということですね。

○**国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

○**井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** そうでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** あと人数のこの確認なんですけど、例えば、6月と今回のを見ると、今回、基本給付で50,000円×1,620世帯、1,620という数字があります。6月のときはここに当たる数字は1,900という数字だったと思いますが、これはそういうふうにこの半年ぐらいの期間でそういったことが変化したというふうにとればいいんですか。

○**国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

○**井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** 6月の時点での人数を計上しております。このときから実際に支給をされて申請等もされた方、これにつきましては、今現在で1,603件の実績がございます。この実績に基づきまして、このたびは計上させていただいたところでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。実績に基づいてということですね。それからもう一つ、6月の時点で今は給付を受けていないけど、収入が大きく減少した人、これは独り親家庭という前提だと思います。その人は申請すれば給付の対象となった。この6月に実際に、児童扶養手当はもらってなくて独り親家庭が何件かあります。そのうちの6月の実績はどのぐらいの割合の人が申請して支給されていたんですか。

○**国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

○**井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** 全額停止の方が6月の時点で184名を予定しております。それ以外に児童扶養手当の申請自体を全くされていらない方というのが、こちらの想定としまして100名程度ということでの試算をしております。ただ実際に12月11日までの時点で、家計急変ということで給与の変化がございましたこの方の申請件数が79件ございまして、対象の方が今回は79名の方が再支給の対象ということで、受付をこれからされる方につきましては、若干余裕を持たせていただいて計上をさせていただいております。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 要は私が聞いたかったことは、その児童扶養手当の受給者でない人で収入が特に減った人は申請してもらえると、それは例えば、収支とかが不十分だったら対象者でも申請しなかった人の可能性があると思うので、だから今回そういうことに関して、少なくとも該当する人、収入が減った人というのは割とアバウトな認定だったと思います。そういう人にきちっと周知は当然されるべきだと思うのですが、その辺のことを確認したいと質問したのですが、ちょっと細かい数字を聞いてもよく分からないんですけど、とにかく、基本的に独り親世帯というのは把握を何らかの形でしていると思います。それで今言った広報よなごとか民生委員の会合とかでとにかく対象になる人は、ある意味で漏れなく知らせてあとは当人が申請するかどうかという、そこまで漏れなく知らせるといのは、漏れなくやるべきだと思いますけど、そういう理解でよろしいですか。

○**国頭分科会長** 井上子育て支援担当課長補佐。

○**井上子育て支援課子育て支援担当課長補佐** できる限りのことをこちらのほうも検討

して周知のほうをさせていただきたいと思います。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** それからもう一つお聞きしたいのは、米子市として、全国的な新聞とかニュースなんかで独り親家庭、今回のコロナ禍で非常に厳しい状態にあるというのは、いろいろニュースで言われていると思います。その担当課として、米子市の中、米子市民で独り親家庭の状況というのは、何らかの形で把握はしているのですか。

**○国頭分科会長** 池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 例えば、アンケートというような形での把握というのは今のところはまだしていないところですが、独り親の自立支援の相談ですとか、社会福祉協議会さんのほうでしていらっしゃる地域支援の相談窓口がございますけれども、そういうところと連携しまして、少しでも困り感がある方に対しては、こういう給付の制度ですとか、小口貸付の制度とかもございますので、そういう情報が届くようにしていきたいというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** これは意見というか要望になりますけど、やはり米子市として米子市内の独り親家庭の対象者の状況、仕事があるのか、収入があるのか、どのくらい困っているのか、というのはやはりアンケート等、これはやろうと思ったらできると思いますので、実施すべきではないかと思えます。というのは今回、いろいろな基準で5万円給付、なぜ5万円かという、多分国が決めたからですよ。でもやはりこれ米子市の自治事務として、国からお金が出るにしても米子市の判断としてやるわけだから、米子市民の対象者がどのくらいのどういう状況をきちんと見て、米子市の判断で例えば、上乘せで支給というのもあり得ると思います。だからそういったまず状況を把握して、こういった施策というのは米子市自身が考えてやったほうがいいと思いますので、そういったアンケート等を用いた状況把握というのは私は必要だというふうに思っています。これは意見として申し上げておきます。

**○国頭分科会長** ほかにありませんか。

〔「なし。」と声あり〕

**○国頭分科会長** それでは予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 2 3 分 休憩**

**午後 1 時 2 3 分 再開**

**○国頭分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告のための意見の取りまとめを行います。御意見がございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** なしでよろしいですか。それでは、特になかった旨、報告させていただきます。

以上で、予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午後 1 時 2 3 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 国 頭 靖